

けいせん情報局 Part2

もっと気になる情報

検索



高齢者

健康づくり課
高齢者・女性係

敬老祝金が支給されます

桂川町では、敬老の意を表し、長寿を祝福するため「敬老祝金」を支給いたします。

なお、対象者の方には、8月下旬にご案内のハガキを送付いたします。

指定日に来られない方は、9月12日(水)から9月28日(金)までに、健康づくり課 高齢者・女性係で受給してください。

日時 9月12日(水)～14日(金)

9時～16時30分

場所 総合福祉センター「ひまわりの里」

支給対象者

- 70歳 (昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生)
- 77歳 (昭和5年4月1日～昭和6年3月31日生)
- 88歳 (大正8年4月1日～大正9年3月31日生)
- 99歳 (明治41年4月1日～明治42年3月31日生)

持参品 印鑑、通知ハガキ

問合せ先 ☎65・0001



福祉

健康づくり課
福祉係

戦没者等のご遺族の皆さん 特別弔慰金の請求はお済みですか

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- ① 弔慰金の受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏名が同じである① 父母 ② 孫 ③ 祖父母 ④ 兄弟姉妹
- ④ 右記③以外の① 父母 ② 孫 ③ 祖父母 ④ 兄弟姉妹
- ⑤ 右記①から④以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求期限 平成20年3月31日

問合せ先 ☎65・0001

